

岩美町農業委員会委員(農業委員)募集要項

1. 募集人数 14名

2. 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)

3. 身分 岩美町特別職非常勤職員

4. 業務内容

- 毎月開催する農業委員会総会に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等について審議を行い、あわせて審議に関連する現地調査を行います。
- 現場活動として、農地の利用状況調査、耕作放棄地の解消や違反転用の是正指導等を行います。また、農業者からの相談対応及び農業者への助言指導を行います。
- 地域農業者と将来の地域農業についての話し合いに参加します。

5. 委員報酬

会長 月額 43,000円

会長職務代理者 月額 28,900円

委員 月額 24,700円

※会長および会長職務代理者は委員の互選により選出されます。

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の権限に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7. 推薦及び応募に関する手続き等

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、持参または郵送により岩美町農業委員会事務局へ提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1)提出書類

- ・個人が推薦する場合 様式第1号
- ・法人又は団体が推薦する場合 様式第2号
- ・自ら応募する場合 様式第3号

(2)添付書類

- ・宣誓書(被推薦者用又は応募申込者用) 様式第7号又は様式第8号

(3)提出書類の入手方法

募集要項、推薦・応募に関する書類は、岩美町農業委員会事務局で配布しているほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9. 推薦及び応募の状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び期間終了後に岩美町ホームページ等に推薦者及び被推薦者並びに応募者の内容、状況(住所を除く)を公表します。

10. 選考・任命方法等

応募または推薦された方の中から別に組織する岩美町農業委員会委員候補者選考委員会において、選出され、町議会の同意を得て町長が任命します。

選任の結果は、推薦者及び被推薦者並びに応募者に文書で通知します。

なお、選出にあたっては次のことを考慮します。

- ・認定農業者が農業委員の半数を超えること
- ・女性や青年農業者を積極的に登用すること
- ・農業委員会の業務に関して利害関係のない者が含まれること

11. 問い合わせ先

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩美町農業委員会事務局

電話(0857)73-1586 FAX(0857)73-1590